

京都市文化会館 利用料金

(令和 5 年 4 月 1 日から)

区分			入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合		
			午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
ホール	日曜日、土曜日 及び休日	本番	円 31,810	円 41,490	円 47,710	円 53,010	円 69,140	円 79,510
		準備	15,910	20,750	23,860	26,510	34,570	39,760
	その他の日	本番	24,510	31,430	36,460	40,850	52,380	60,760
		準備	12,260	15,720	18,230	20,430	26,190	30,380
創造活動室	日曜日、土曜日 及び休日	本番	7,890	10,100	11,730	13,140	16,820	19,550
		準備	3,950	5,050	5,870	6,570	8,410	9,780
	その他の日	本番	5,970	7,800	8,870	9,950	12,990	14,770
		準備	2,990	3,900	4,440	4,980	6,500	7,390

区分		午前	午後	夜間
リハーサル室（京都市東部文化会館を除く。）		円 2,770	円 3,690	円 4,150
第 1 会議室	京都市右京ふれあい文化会館	1,380	1,610	1,840
	その他の文化会館	3,230	4,260	4,720
第 2 会議室	京都市右京ふれあい文化会館	1,380	1,610	1,840
	その他の文化会館	2,420	3,230	3,570
第 3 会議室		1,380	1,610	1,840
第 4 会議室	京都市北文化会館及び京都市右京ふれあい文化会館のみ	3,230	4,260	4,720
和室 A		1,270	1,840	1,960
和室 B	京都市北文化会館	1,270	1,840	1,960
	その他の文化会館	1,150	1,380	1,610
保育・休養室		1,040	1,270	1,380
駐車場(30分までごと)				100

【備考】

- 「午前」とは午前 9 時から正午までを、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までを、「夜間」とは午後 6 時から午後 9 時 30 分までをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

京都市北文化会館 スポーツ利用料金

(令和5年4月1日から)

	1時間につき	3時間を超えて利用
全 面	円 1,150	円 1,730
2分の1面	580	870

【備考】

- 1 3時間を超えて利用する場合の3時間分は、全面利用に当たっては1時間につき1,150円（2分の1面利用の場合は580円）とし、4時間目以降は、全面利用に当たっては1時間につき1,730円（2分の1面利用の場合は870円）とする。

京都市文化会館延長利用料金

(令和 5 年 4 月 1 日から)

区分			30分単位							
			入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合			
			8:30～ 9:00	12:00～ 13:00	17:00～ 18:00	21:30～ 22:00	8:30～ 9:00	12:00～ 13:00	17:00～ 18:00	21:30～ 22:00
ホール	日曜日、土曜日 及び休日	本番	円 10,230	円 7,960	円 7,780	円 10,230	円 17,040	円 13,260	円 12,970	円 17,040
		準備	5,120	3,980	3,900	5,120	8,520	6,630	6,490	8,520
	その他の日	本番	7,820	6,130	5,900	7,820	13,020	10,220	9,830	13,020
		準備	3,910	3,070	2,950	3,910	6,510	5,110	4,920	6,510
創造活動室	日曜日、土曜日 及び休日	本番	2,520	1,980	1,900	2,520	4,190	3,290	3,160	4,190
		準備	1,260	990	950	1,260	2,100	1,650	1,580	2,100
	その他の日	本番	1,910	1,500	1,470	1,910	3,170	2,490	2,440	3,170
		準備	960	750	740	960	1,590	1,250	1,220	1,590

区分		30分単位			
		8:30～ 9:00	12:00～ 13:00	17:00～ 18:00	21:30～ 22:00
リハーサル室（京都市東部文化会館を除く。）		円 890	円 700	円 700	円 890
第1会議室	京都市右京ふれあい文化会館	400	350	310	400
	その他の文化会館	1,020	810	800	1,020
第2会議室	京都市右京ふれあい文化会館	400	350	310	400
	その他の文化会館	770	610	610	770
第3会議室		400	350	310	400
第4会議室	京都市北文化会館及び京都市右京ふれあい文化会館のみ	1,020	810	800	1,020
和室A		420	320	350	420
和室B	京都市北文化会館	420	320	350	420
	その他の文化会館	350	290	260	350
保育・休養室		300	260	240	300

【備考】

- 1 超える時間が30分未満であるとき、又は30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

京都市文化会館附属設備利用料金

(令和 5 年 4 月 1 日から)

区分		単位	利用料金		
			本番	練習	
舞台設備	所作台（京都市北文化会館を除く。）	一式	円 7,730	円 5,420	
	平台	1 台	460	330	
	金びょうぶ	1 双	2,530	1,780	
	演壇	ホール用	1 台	1,900	1,330
		創造活動室用		920	650
	司会者台		460	330	
	譜面台	指揮者用		460	330
		奏者用		160	120
	指揮台		920	650	
	見台		1,640	1,150	
	めくり台		320	230	
	仮設舞台		770	540	
	長机	ホール用	1 脚	320	230
		創造活動室用		160	120
	椅子		160	120	
	バレエマット	一式	6,210	4,350	
毛せん	1 枚	620	440		
音響反射板	一式	12,290	8,610		
音響設備	拡声装置	1 台	2,030	1,430	
	マイクロホン	1 本	2,030	1,430	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	4,050	2,840	
	マイクロホンエレベーター装置 (京都市北文化会館を除く。)	1 本	770	540	
	マイクロホンつり下げ装置	一式	1,640	1,150	
	レコードプレーヤー	1 台	2,030	1,430	
	テープレコーダー		2,030	1,430	
	ポータブルテープレコーダー		920	650	
	カセットテープデッキ		920	650	
	CD プレーヤー		920	650	
	デジタルオーディオテープデッキ		920	650	
	舞台音響セット	一式	4,690	3,290	

区分		単位	利用料金		
			本番	練習	
音響設備	音響セット	一式	円 3,170	円 3,170	
	録音装置		6,090	4,270	
	録画及び録音用回線	1チャンネル	2,030	1,430	
映写設備	35ミリ映写機	1時間以内	13,820	9,680	
		1時間超30分ごとに	2,300	1,610	
	16ミリ映写機	A	10,010	7,010	
		B	2,400	1,680	
	スクリーン	1張り	3,170	2,220	
	スライドプロジェクター	1台	1,640	1,150	
	オーバーヘッドプロジェクター		1,640	1,150	
照明設備	スポットライト	1キロワット	620	440	
		500ワット	460	330	
	ピンスポットライト		3,170	2,220	
	シーリングスポットライト	1列	1,640	1,150	
	ホリゾンタライト		1,640	1,150	
	エフェクトマシーン	一式	1,640	1,150	
	臨時照明設備	1キロワット	320	230	
	Aセット	一式	7,730	5,420	
Bセット		23,070	16,150		
ピアノ	ホール用	1台	13,940	9,760	
	創造活動室用		6,970	4,880	
	リハーサル室用 (京都市東部文化会館を除く。)		2,790	2,790	
体育設備 (京都市北文化会館のみ)	有料ロッカー	1個1回につき1日	130	—	
	温水シャワー設備	1個につき1回	130	—	
	卓球台	一式につき1時間	190	—	
	ニュースポーツ用具		190	—	
	支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1時間	190	—
		バレーボール用		380	—
		テニス用		630	—
バスケットボール用ゴール	1対につき1時間	630	—		
その他	シャワー設備	1室	1,640	—	
	展示パネル	1枚	160	120	
	茶道具	一式	3,290	—	
	講師用調理台 (京都市西文化会館ウエスティのみ)		1,640	1,640	

【備考】

- 1 この表に掲げる額（映写設備の35ミリ映写機及び体育設備に係るものを除く。）は、条例別表第2に掲げる利用時間の区分の1区分当たりの額とする。
- 2 体育設備（有料ロッカー及び温水シャワー設備を除く。）を3時間を超えて利用する場合の3時間分は、この表により計算した額とし、4時間目以降は、1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 「ニューススポーツ用具」とは、ラージボール卓球、バウンドテニス、ソフトバレーボール及びインディアカの用具をいう。

京都市文化会館 各割引料金

(令和 5 年 4 月 1 日から)

区分			利用料金		
			午前	午後	夜間
ホール	その他の日	直前利用割引	円 10,220	円 13,100	円 15,190
		連続区分利用割引	34,730	44,530	51,650

【備考】

1 平日直前利用割引制度

京都コンサートホール（大ホール、アンサンブルホールムラタ）、ロームシアター京都（メインホール、サウスホール）、京都市文化会館（ホール）のいずれかで、演奏会、コンサート、講演会等の本番利用の手続きが完了しており、ホール本番利用日の 2 箇月前の日からホール本番日までの平日に限り、京都市文化会館のホールを準備、又はリハーサル等で新たに利用する場合は、表の額とする。

なお、受付期間は、本番利用日の 2 箇月前の日から本番利用日前日までとし、付属設備利用料金及び会場利用延長料金については割引対象外とする。

2 平日連続区分利用割引制度

ホールを平日に 2 区分以上連続（※）して利用する場合、表の額とする。

なお、付属設備利用料金、会場利用延長料金については割引対象外とする。

※ 2 区分以上連続とは、料金表の午前、午後、夜間の区分及び日を連続して区分（夜間、午前）を連続利用する場合を指す。